

酒々井町旧特定加工品加工所（味だより）跡の有効活用に係る
公募型サウンディング（市場調査）

酒々井町旧特定加工品加工所（味だより）跡の
有効活用に係る公募型サウンディング（市場調査）

実施要領

令和7年9月
酒々井町

**酒々井町旧特定加工品加工所(味だより)跡の有効活用に係る
公募型サウンディング(市場調査)の実施について**

【本調査(サウンディング)の目的】

酒々井町では、未利用、低利用の町有資産について、民間事業者の皆様からの提案に基づき有効活用することにより、酒々井町のまちづくりや行財政運営等に資することを目指しています。

今回、平成16年に建築され、その後平成27年に町が寄付を受け所有する「**旧特定加工品加工所<味だより>**」について、今後町としての利活用は行わない方針となったことから、民間事業者による有効活用の可能性があるのかについて聞き取り(サウンディング)を実施するとともに、民間事業者の利活用に際しての条件設定等の把握のために市場調査を実施することとしました。

今回のサウンディングの結果等を参考にして、早期に、「**旧特定加工品加工所<味だより>**(以下「**当該物件**」という。)」の民間事業者の皆様による利活用に向けた公募を実施する予定です。

【公募型サウンディング(市場調査)とは】

町有地の活用等について、事業検討の段階で、公募による「対話」を通じて民間事業者のアイデアや市場性の有無を把握するものです。

行政側は、公募条件の設定内容を把握するとともに、事業の実現可能性に加え、市場として参入しやすい条件、活用に向けたアイデアなどを事前に把握できます。

民間事業者側は、行政の利活用方針や考え方、地域課題や配慮事項を事前に確認できるほか、事業者としての考え方を直接伝えることができる等の利点があります。

【当該物件の概要】

所在地番：酒々井町中川字新屋畑 359 番地 1

《土地》

地 積：304.54 m²

《建物》

構 造：木造平屋建て

床 面 積：70.38 m²

《都市計画等の制限》

区域区分：市街化区域

用途地域：第1種住居地域

建ぺい率：80%
容積率：200%
地区計画：指定なし
《電気・ガス・水道》
電気：あり
ガス：プロパンガス
水道：あり

【活用にあたっての留意事項】

- ① 当該物件（土地・建物）については、原則として貸付けによる利活用とします。
- ② 当該物件については、現状有姿による貸付けとしますが、建物については、自己資金によるリノベーションあるいは解体は可能とします。
- ③ 当該物件には、建物のほか、倉庫として利用していたコンテナが設置されていますが、不要な場合は自己責任において撤去してください。
- ④ 当該物件の貸付けにあたっては、町が定める貸付料を納付していただきます。
- ⑤ 当該物件の貸付け期間は5年間とし更新することも可能とする予定です。
- ⑥ 利活用の提案内容については、特に制限は設けませんが公序良俗に反するものは対象としません。

【公募型サウンディング(市場調査)の日程】

令和7年 9月19日(金) 実施要領の公表
令和7年 9月22日(月)～10月10日(金) サウンディング参加申込み
令和7年10月16日(木) サウンディング日程の通知
令和7年10月20日(月)～10月31日(金) サウンディングの実施
※ サウンディング時には建物内部の確認も可能です。

【サウンディング対象者】

サウンディングに参加することができる事業者は、当該物件の利活用を検討している法人又は法人のグループとします。ただし、以下の参加除外条件に該当する場合は、サウンディングに参加することができません。

《参加除外条件》

- 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる法人、並びに役員等が同法第2条第6号に掲げる暴力団員又は「酒々井町暴力団排除条例」第2条第3号に掲げる暴力団員等

【サウンディングにおける主な対話内容】

(1) 当該物件（土地・建物）の利活用の提案について

- 当該物件の利活用に関する基本的な方針や事業内容、規模、市場ニーズなどについてお聞かせください。

(2) 事業スキームについて

- 当該物件については、現状のままの利用のほか、建物をリノベーションしての利用や、解体撤去し土地のみの利用などを想定しています。利活用方法、貸付期間、運営方法、資金調達方法など、想定している事業スキームをお聞かせください。
- また、事業化にあたっての想定スケジュールをお聞かせください。

(3) 今後の公募（事業者募集）にあたっての要望等について

- 今後の事業者募集に際して、以下の項目などに関するご意見等をお聞かせください。

- ①事業参加意向とその要件
- ②活用にあたっての条件等に関する要望
- ③事業実施における課題、留意点、町に配慮して欲しい事項
- ④本事業に関する疑問点
- ⑤自由意見

【公募型サウンディング(市場調査)への応募方法】

(1) サウンディングへの参加申込

申込期間：令和7年9月22日（月）から10月10日（金）まで

提出方法：「様式1 参加申込書」に必要事項を記入し、下記の【担当・提出先】に記載のメールアドレス宛てに送付してください。なお、件名は【旧特定加工品加工所<<味だより>>活用サウンディング参加申込】としてください。

日程通知：令和7年10月16日（木）に、参加申込書記載のメールアドレス宛に送付します。

※ 法人のグループで参加申込を行う場合は、代表法人が参加申込書を提出ください。

(2) サウンディングの実施

実施期間：令和7年10月20日（月）から令和7年10月31日（金）まで

所要時間：1時間程度

参加人数：3名以内

実施方法：参加事業者ごとに、町役場内での直接対話又はオンライン対話

※ご希望に応じて、引き続き現地見学を実施します。

【参加申し込みにあたっての留意事項】

（１）サウンディングに関する費用

- サウンディングに関する費用（書類作成、対話への参加費用等）は、全て参加事業者の負担とします。

（２）サウンディング参加事業者の扱い

- 今後、当該物件の利活用に関する事業者公募を実施する場合に、サウンディングへの参加実施が優位性を持つものではありません。

（３）サウンディング結果の公表

- 実施の結果（日程・参加事業者数・提案概要等）は、後日、町ホームページに掲載予定です。
- 公表にあたっては、参加事業者にあらかじめ内容の確認を行います。
- 参加事業者の名称は公表しません。

（４）サウンディング後の意見交換への協力

- 町による事業計画の立案に向け、サウンディング後も必要に応じて意見交換をお願いする場合があります。ご協力をお願いします。

【担当・提出先】

（１）担当課

酒々井町企画財政課 担当：吉川、岩澤、小松

（２）住所

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-1-1

（３）電話番号

043-496-1171（内線 229）

（４）ファクシミリ番号

043-496-4541

（５）電子メールアドレス

shisetsu@town.shisui.chiba.jp

酒々井町旧特定加工品加工所<味だより>跡の有効活用に係る 公募型サウンディング(市場調査)参加申込書

酒々井町旧特定加工品加工所<味だより>に係る公募型サウンディング(市場調査)実施要領に基づき、サウンディングの参加を申し込みます。

1. 法人名等

法人名又はグループ名	
グループの場合の構成法人名	
法人所在地 グループの場合代表法人所在地	
担当者(所属・氏名)	
電話番号	
メールアドレス	

2. サウンディング日程等

サウンディング 希望日時	第1希望	月 日()	午前・午後・どちらでも可	
	第2希望	月 日()	午前・午後・どちらでも可	
	第3希望	月 日()	午前・午後・どちらでも可	
対話方法	庁舎内での直接対話		オンライン対話	
現地見学	希望する ・ 希望しない			
サウンディング 参加予定者	氏名	所属法人名	部署	役職

※サウンディング希望日時の午前、午後、どちらでも可、対話方法、現地見学については、希望するものを○で囲ってください。

※枠は適宜拡大・追加してください。